

# 幼稚園・保育所等支給認定の手引き

入園や入所の手続きの際に  
「施設型給付費及び地域型保育給付費等に関する支給認定  
申請書」の提出が必要になります！

（保育施設等の利用希望申込みをする前に必ずお読みください。）

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）がスタートしました。

新制度では、幼稚園や認可保育所等を利用される際に、保育を必要とする理由や保育の必要量を判断させていただくために「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（以下「支給認定申請書」といいます。）を提出していただく必要があります。

幼稚園や認可保育所等の利用を希望している方は、以下の内容をよくお読みいただき、所定の窓口へ支給認定申請書を提出してください。

## ○私立幼稚園への入園を希望している方へ

この支給認定の手続きが必要となるのは、新制度へ移行する私立幼稚園に入園する場合に限ります。

新制度へ移行しない私立幼稚園への入園手続きについては、これまでと変わりません。

入園を希望している私立幼稚園が新制度に移行するかどうか不明な場合は、直接幼稚園にお問い合わせください。（※滝沢市内の私立幼稚園は、平成28年度は新制度へ移行しておりません。）

なお、支給認定申請書を提出いただいた方には、後ほど「支給認定証」を交付させていただきますが、4月入所分については、認定事務等が集中することから、交付までに2～3か月程を要することがありますので、ご了承ください。



★ 問い合わせ ★

〒020-0692

滝沢市中鞆飼 55 番地

滝沢市福祉事務所 児童福祉課

電話 656-6519

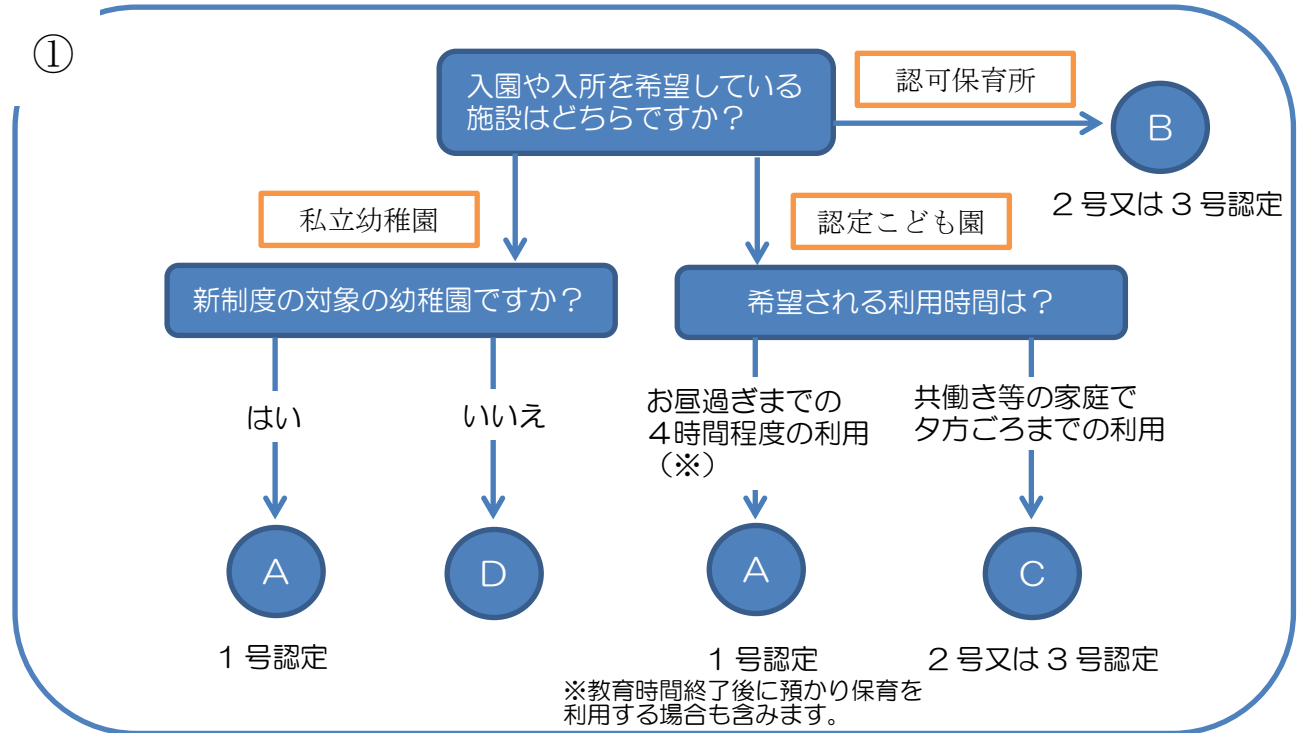
Fax 684-2245

<http://www.city.takizawa.iwate.jp/hoiku>

## ※支給認定申請書の記入内容や提出先等の確認手順※

手順1 ①でご自分がA～Dのいずれに当てはまるのかを確認してください。

手順2 ②のA～Dの該当する内容にそって手続きを行ってください。



②

	支給認定申請書		入園や入所に関する書類		提出先等	
	記載例	添付書類	名称	設置場所	提出先	時期等
A	パターン1	なし	私立幼稚園または 認定こども園に確認		私立幼稚園 認定こども園	10月1日～
B	パターン2	なし※1	保育施設入園 申込書	児童福祉課	児童福祉課	保育施設入園 申込日程に よる受付日
C	パターン2	なし※1	保育施設入園 申込書※2	児童福祉課	児童福祉課	保育施設入園 申込日程に よる受付日
D	「支給認定申請書」の提出は必要ありません。 入園手続きは希望されている私立幼稚園にお問い合わせください。					

※1 入園申込書に添付する「保育が必要な事由を確認する書類」と兼ねています。

※2 入所決定後は、施設の設置者と直接利用契約することになります。

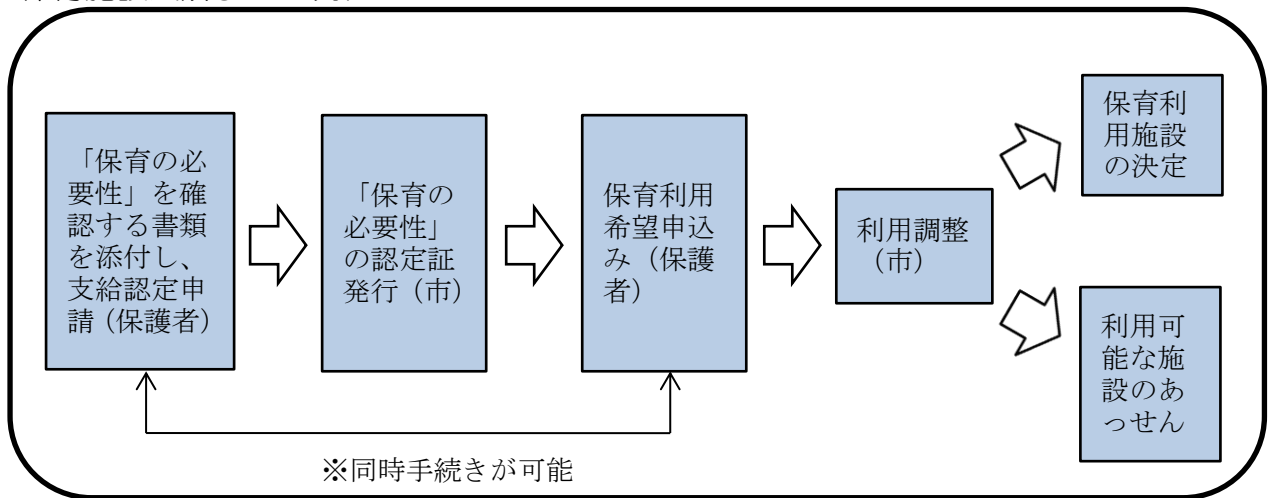
### 【認定区分】

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上	教育を希望する場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
	「保育の必要な事由」に 該当し、保育所等での 保育を希望される場合	2号認定	保育認定	保育標準時間	保育所、認定こども園
			保育短時間		
満3歳未満		3号認定	保育認定	保育標準時間	保育所、認定こども園 等
				保育短時間	

※1号認定教育標準時間は、1日4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間です。

## ※保育利用希望申込みについて※

### ○保育施設入所までの流れ



### 1 保育の必要性の認定について

◆保育所等で保育の利用を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定）には、次のⅠからⅢが考慮されます。

#### Ⅰ 保育を必要とする理由 以下のいずれかの事由に該当することが必要です。

- ①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など基本的にすべての就労を含む（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除きます。）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整されることがあります。

#### Ⅱ 保育の必要量 就労等の事由で保育を必要とする場合、次のいずれかの利用時間となります。

- ①「保育標準時間」利用・・・両親のフルタイム就労等を想定した利用時間（1日最長11時間の中で必要となる保育時間）
- ②「保育短時間」利用・・・両親又はいずれかがパートタイム就労等（短時間就労等）を想定した利用時間（1日最長8時間の中で必要となる保育時間）

※「保育標準時間」の保育利用は、1か月当たり120時間程度（週当たり30時間程度）の

就労を下限とします。

※「保育短時間」の保育利用は、**月 48 時間**の就労を下限とします。

※保育の必要性の事由のうち、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量の認定を行い、「妊娠・出産」「保護者の疾病、障がい」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」については、「保育標準時間」利用の認定とするものと定められています。また、「求職活動」「育児休業取得」については、その保育の必要性の実態を踏まえて、「保育短時間」利用の認定とするものとします。

### Ⅲ 「優先利用」への該当の有無

以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障がいを有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧その他市が定める事由

## 2 保育の利用について

保護者が就労や病気、親族の介護などの「**保育を必要とする理由**」に該当することにより、お子さんにとって保育が必要と認められる場合に、保護者に代わって心身ともに健やかに育つよう、保育施設等【保育所（園）・認定こども園・地域型保育給付施設】で保育することです。

したがって、「しつけのため」及び「集団生活を経験させたい」等の理由では、申込むことができませんので、ご注意ください。利用する施設については、申請者の希望、施設の利用状況などに基づき、市が利用の調整を行います。

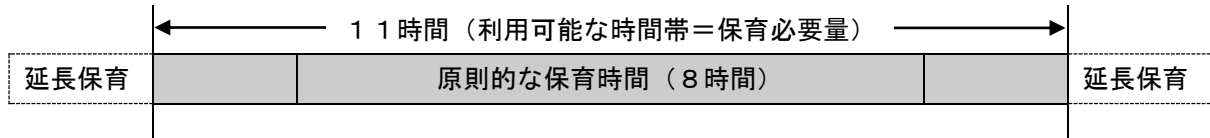
## 3 保育の利用希望申込みに必要な書類等について

- ①支給認定申請書（※児童一人につき1部）
- ②保育施設保育台帳兼入園申込書（※児童一人につき1部）
- ③家庭の状況を確認する書類
- ④「保育を必要とする理由」を確認する書類
- ⑤保育料算定のための書類（※詳細については、「滝沢市保育施設入所案内」をご覧ください。）

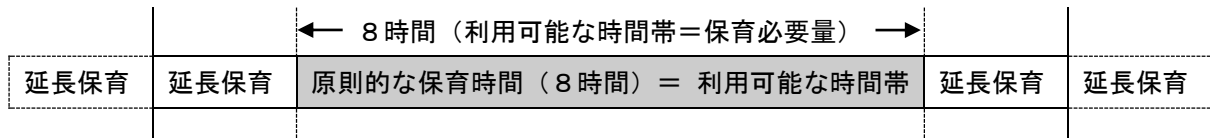
## 4 保育の利用時間について

保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに認定します。それぞれの保育必要量に応じて以下の保育利用時間が設定されます。

### 【保育標準時間】



### 【保育短時間】



・保育標準時間、保育短時間及び延長保育時間については、各施設にお問合せ下さい。

## 5 滝沢市に転入予定の方の申込みについて

滝沢市の転入先（住所）が決まっており、転入することが確実である場合は、申込みは可能です。ただし、入所申込月の前月までに転入手続きをしていなければ内定は取り消されます。

※「支給認定申請書」も併せて、滝沢市に提出していただきます。

## ※教育・保育施設等の利用者負担（保育料）について※

### ○保育料の算定について

保育料は、所得に応じた負担となり、市町村民税を用いて市が決定します。算定の基礎となる税額は、父母その他の扶養義務者（家計の主宰者）に係る課税額の合算額です。ただし、算定には、調整控除以外の税額控除は適用されません。

### ○保育料の決定切換え時期について

4月～8月分の保育料 ⇒ 前年度の市町村民税所得割課税額により決定

9月～翌年3月分の保育料 ⇒ 当年度の市町村民税所得割課税額により決定

### ○収入及び税額の確認できる資料の提出について

前年及び当年の1月1日時点の住所地が滝沢市でない場合は、保育料算定のための書類の提出が必要となります。

【例】 ●平成28年4月から8月利用開始の場合(※9月から翌年3月利用開始の場合は年度を読み替えて下さい。)

平成27年1月1日時点の住所地	提出書類
滝沢市	特にご提出いただく書類はございません。 ※ただし、未申告の方については、所定の用紙での手続きをお願いします。
その他の市町村	以下のいずれかの書類をご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度市民税額・所得金額（平成26年分）・所得控除額の内訳がわかる課税証明書（平成27年1月1日時点の住所地の市町村で取得できます。）</li> <li>平成27年度特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）</li> <li>平成27年度市・県民税納税通知書（課税証明書）</li> </ul>